

強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領の新旧対照表（様式）

改正後						現 行						改正理由	
別記第1号様式（第4関係） 略						別記第1号様式（第4関係） 略							
別記第2-1号様式（第6-1関係）[産地競争力の強化の取組に係る事業の場合]						別記第2-1号様式（第6-1関係）[産地競争力の強化の取組に係る事業の場合]							
<p>（記号）第 号指令</p> <p style="text-align: right;">（補助事業者）</p> <p>年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 印 （ 総合振興局長（振興局長））</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。</p>						<p>（記号）第 号指令</p> <p style="text-align: right;">（補助事業者）</p> <p>年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 印 （ 総合振興局長（振興局長））</p> <p>1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。</p>							
補助事業等名		補助対象経費		補助金の額		完了期限	補助事業等名		補助対象経費		補助金の額		完了期限
区分	費目	金額	金額	金額	区分		費目	金額	金額	金額			
強い農業づくり事業	整備事業	産地競争力の強化 1 産地収益力の強化に向けた総合的推進 〔土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、	円	円	年月日	強い農業づくり事業	整備事業	産地競争力の強化 1 産地収益力の強化に向けた総合的推進 〔土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、	円	円	年月日		

花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用

(1) 耕種作物小規模土地基盤整備
ア ほ場整備
イ 園地改良
ウ 優良品種系統等への改植・高接
エ 暗きょ施工
オ 土壌土層改良

(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
ア 飼料作物作付条件整備
イ 放牧利用条件整備
ウ 水田飼料作物作付条件整備

花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全（小規模公害防除）の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用

(1) 耕種作物小規模土地基盤整備
ア ほ場整備
イ 園地改良
ウ 優良品種系統等への改植・高接
エ 暗きょ施工
オ 土壌土層改良

(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
ア 飼料作物作付条件整備
イ 放牧利用条件整備
ウ 水田飼料作物作付条件整備

○所要の整備

(3) 耕種作物産地
基幹施設整備
ア 育苗施設
イ 乾燥調製施設
ウ 穀類乾燥調製
貯蔵施設
エ 農産物処理加
工施設
オ 集出荷貯蔵施
設
カ 産地管理施設
キ 用土等供給施
設
ク 農作物被害防
止施設
ケ 生産技術高度
化施設
コ 種子種苗生産
関連施設
サ 有機物処理・
利用施設
シ 油糧作物処理
加工施設
ス バイオディー
ゼル燃料製造供給
施設

(4) 畜産物産地基
幹施設整備
ア 畜産物処理加
工施設
イ 家畜市場
ウ 家畜飼養管理
施設
エ 自給飼料関連
施設
オ 家畜改良増殖
関連施設
カ 家畜周辺環境

(3) 耕種作物産地
基幹施設整備
ア 育苗施設
イ 乾燥調製施設
ウ 穀類乾燥調製
貯蔵施設
エ 農産物処理加
工施設
オ 集出荷貯蔵施
設
カ 産地管理施設
キ 用土等供給施
設
ク 農作物被害防
止施設
ケ 生産技術高度
化施設
コ 種子種苗生産
関連施設
サ 有機物処理・
利用施設
シ 油糧作物処理
加工施設
ス バイオディー
ゼル燃料製造供給
施設

(4) 畜産物産地基
幹施設整備
ア 畜産物処理加
工施設
イ 家畜市場
ウ 家畜飼養管理
施設
エ 自給飼料関連
施設
オ 家畜改良増殖
関連施設
カ 家畜周辺環境

影響低減施設
キ 畜産副産物肥
飼料利用施設

(5) 農業廃棄物処
理施設整備

2 産地合理化の
促進

(1) 穀類乾燥調製
貯蔵施設等再編整
備

(2) 集出荷貯蔵施
設等再編利用

(3) 農産物処理加
工施設等再編利用

(4) 食肉等流通体
制再編整備

(5) 国内産糖・国
内産いもでん粉工
場再編合理化

(6) 乳業再編等整
備

ア 効率的乳業施
設整備

イ 集送乳合理化
推進整備

ウ 需給調整拠点
施設整備

3 重点政策の推
進

みどりの食料シ
ステム戦略の推進、
スマート農業の推
進、産地における
戦略的な人材育成
の推進

影響低減施設
キ 畜産副産物肥
飼料利用施設

(5) 農業廃棄物処
理施設整備

2 産地合理化の
促進

(1) 穀類乾燥調製
貯蔵施設等再編整
備

(2) 集出荷貯蔵施
設等再編利用

(3) 農産物処理加
工施設等再編利用

(4) 食肉等流通体
制再編整備

(5) 国内産糖・国
内産いもでん粉工
場再編合理化

(6) 乳業再編等整
備

ア 効率的乳業施
設整備

イ 集送乳合理化
推進整備

ウ 需給調整拠点
施設整備

3 みどりの食料
システム戦略の推
進

○補助対象事業
の拡充（メニュ
ーの追加）

(1) 耕種作物小規模土地基盤整備
ア ほ場整備
イ 園地改良
ウ 優良品種系統等への改植・高接
エ 暗きょ施工
オ 土壌土層改良
(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
ア 飼料作物作付条件整備
イ 放牧利用条件整備
ウ 水田飼料作物作付条件整備
(3) 耕種作物産地基幹施設整備
ア 育苗施設
イ 乾燥調製施設
ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設
エ 農産物処理加工施設
オ 集出荷貯蔵施設
カ 産地管理施設
キ 用土等供給施設
ク 農作物被害防止施設
ケ 生産技術高度化施設
コ 種子種苗生産関連施設
サ 有機物処理・利用施設
シ 油糧作物処理加工施設

(1) 耕種作物小規模土地基盤整備
ア ほ場整備
イ 園地改良
ウ 優良品種系統等への改植・高接
エ 暗きょ施工
オ 土壌土層改良
(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
ア 飼料作物作付条件整備
イ 放牧利用条件整備
ウ 水田飼料作物作付条件整備
(3) 耕種作物産地基幹施設整備
ア 育苗施設
イ 乾燥調製施設
ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設
エ 農産物処理加工施設
オ 集出荷貯蔵施設
カ 産地管理施設
キ 用土等供給施設
ク 農作物被害防止施設
ケ 生産技術高度化施設
コ 種子種苗生産関連施設
サ 有機物処理・利用施設
シ 油糧作物処理加工施設

<p>ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4) 畜産物産地基幹施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 自給飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 家畜周辺環境影響低減施設 キ 畜産副産物肥飼料利用施設 (5) 農業廃棄物処理施設整備</p>				<p>ス バイオディーゼル燃料製造供給施設 (4) 畜産物産地基幹施設整備 ア 畜産物処理加工施設 イ 家畜市場 ウ 家畜飼養管理施設 エ 自給飼料関連施設 オ 家畜改良増殖関連施設 カ 家畜周辺環境影響低減施設 キ 畜産副産物肥飼料利用施設 (5) 農業廃棄物処理施設整備</p>				
<p>推進事業</p> <p>産地競争力の強化 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>〔土地利用型作物、果樹、生産体制保安、家畜改良増殖、生乳乳製品流通〕</p> <p>(1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施</p>				<p>推進事業</p> <p>産地競争力の強化 産地収益力の強化に向けた総合的推進</p> <p>〔土地利用型作物、<u>畑作物・地域特産物</u>、果樹、生産体制保安、<u>環境保全型農業</u>、家畜改良増殖、生乳乳製品流通、<u>多角的農業コントラクター育成</u>〕</p> <p>(1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施</p>				<p>○一部補助対象事業の終了</p>

	(4) 実証、試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他 (※)		
合 計			

2～14 略

15 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。

16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったものとします。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。

18 前項の申請により知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を

	(4) 実証、試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他 (※)		
合 計			

2～14 略

15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

16 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったものとします。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。

17 前項の申請により知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を

○国の要綱に基づく額の再確定の規定の整備

○以下条項線下げ

○所要の整備

納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

19 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

20 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

21 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

22 前項の規定による処分に関し、推進事業に係る補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

23 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったと

納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

18 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

19 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法令若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

21 前項の規定による処分に関し、推進事業に係る補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければなりません。

22 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったと

きは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

24 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金（推進事業に限る。）又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

25 第8項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

26 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、強い農業づくり交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。）、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1～8 略

9 補助事業の内容が整備事業のみの場合にあつては、第5項の(2)及び**第22項**を削除して使用すること。

10 補助事業の内容が推進事業のみの場合にあつては、**第26項**を次のように変更し、第3項及び第4項を削除して使用すること。

26 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（平成17年1月15日付け支援第432号農政部長通知）の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

11 略

きは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

23 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金（推進事業に限る。）又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

24 第8項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

25 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、強い農業づくり交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。）、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1～8 略

9 補助事業の内容が整備事業のみの場合にあつては、第5項の(2)及び**第21項**を削除して使用すること。

10 補助事業の内容が推進事業のみの場合にあつては、**第25項**を次のように変更し、第3項及び第4項を削除して使用すること。

25 補助事業者は、補助事業の執行に当たり、法令の定めによるほか、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（平成17年1月15日付け支援第432号農政部長通知）の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

11 略

○所要の整備

別記第2-2号様式（第6-1関係）[経営改善]の取組に係る事業の場合]

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
(総合振興局長 (振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費		補助金の額 金額	完了期限
	区分	費目 金額		
強い農業づくり事業	整備事業	<u>経営改善</u> 1 融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業 2 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業 3 条件不利地域	円	円 年月日

別記第2-2号様式（第6-1関係）[生産の効率化]の取組に係る事業の場合]

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
(総合振興局長 (振興局長))

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費		補助金の額 金額	完了期限
	区分	費目 金額		
強い農業づくり事業	整備事業	<u>生産の効率化</u> 1 融資主体支援タイプ (1) 融資主体型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業 2 被災農業者支援タイプ (1) 融資等活用型補助事業 (2) 追加的信用供与補助事業 3 条件不利地域	円	円 年月日

○国要綱の趣旨改正による整備

○国要綱の趣旨改正による整備

	支援タイプ 4 附帯事務費、			
合 計				

2～18 略
注1～4 略

別記第2－3号様式（第6－1関係）[次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業の場合]

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
（ 総合振興局長（振興局長））

- 1～12 略 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費
- 13 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第11項の実績報告書に準じた書類を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 15 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を

	支援タイプ 4 附帯事務費			
合 計				

2～18 略
注1～4 略

別記第2－3号様式（第6－1関係）[次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業の場合]

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
（ 総合振興局長（振興局長））

- 1～12 略 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費
- 13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。
- 14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を

○国の要綱に基づく額の再確定の規定の整備

○以下条項繰下げ

○所要の整備

受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったものとします。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。

16 前項の申請により知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

17 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

18 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

19 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

20 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がない

受けなければなりません。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事（総合振興局長（振興局長））の承認があったものとします。

(ア) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(イ) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

なお、交付された補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合は、この限りではありません。

15 前項の申請により知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

16 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

17 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

18 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件（事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件）を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事（総合振興局長（振興局長））に報告し、その承認を受けなければなりません。

19 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がない

のにこの補助金を使用しないとき。

- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

21 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

23 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

24 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

25 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、スマート農業交付等要綱、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

のにこの補助金を使用しないとき。

- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

22 第7項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

23 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

24 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、スマート農業交付等要綱、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

（ 部 課 係 ）

注1～4 略

別記第2-4号様式（第6-1関係）[担い手確保・経営強化の取組に係る事業の場合] 略

別記第2-5号様式（第6-1関係）[農産物等輸出の拡大の取組に係る事業の場合]

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
(総合振興局長 (振興局長))

1～2 略

3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官通知。以下「輸出拡大交付等要綱」という。）別記様式第2号により農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

4～13 略

14 補助金の額の確定後において、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、第13項の実績報告書に準じた書類を知事（総合振興局長（振興局長））に提出し、額の再確定を受け、補助金を返還しなければなりません。

15 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう

注1～4 略

別記第2-4号様式（第6-1関係）[担い手確保・経営強化の取組に係る事業の場合] 略

別記第2-5号様式（第6-1関係）[農産物等輸出の拡大の取組に係る事業の場合]

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった強い農業づくり事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事 印
(総合振興局長 (振興局長))

1～2 略

3 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2394号農林水産事務次官通知。以下「交付要綱」という。）別記様式第9号により農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。

4～13 略

14 補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌

○国要綱等の名称変更等に伴う整備

○国の要綱に基づく額の再確定の規定の整備

○以下条項繰下げ

これを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

19 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第23の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けよう

年度から5年間保存しなければなりません。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければなりません。

15 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者及び事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件その他法若しくはこれに基づく知事（総合振興局長（振興局長））の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

16 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

17 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければなりません。

18 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（事務取扱要領第22の1に定める財産に限る。）を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）を経過した場合、及び補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書

○所要の整備

とする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、この限りではありません。

20 前項の財産を、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。

21 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。

22 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

23 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

24 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、輸出拡大交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知)、事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 係)

注1 略

2 整備事業の表中の「費目」のうち、該当する取組名を選択して記入すること。

に記載してある場合は、この限りではありません。

19 前項の財産を、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を道に納付させることがあります。

20 補助事業が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業により取得した残存物件(事業の遂行手段として用いられ、残存している機械、器具、仮設物、材料等の物件)を処分しようとするときは、遅滞なく品目、数量、金額及び処分方法を知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その承認を受けなければなりません。

21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

22 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

23 補助事業者は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)等の法令、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知)、農産物等輸出拡大施設整備事業実施要領(平成28年1月20日付け27生産第2395号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金金交付要綱(平成28年1月20日付け27生産第2394号農林水産事務次官依命通知)及び強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。)及び事務取扱要領の定め及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

(部 課 係)

注1 略

2 整備事業の表中の「費目」のうち、※印は農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393農林水

○国要綱等の名称変更等に伴う整備

○所要の整備

また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。

なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。

3～7 略

別記第2-6号様式（第6-1関係）〔水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業の場合〕 略

別記第3号様式（第6-3関係）～ 別記第16-2号様式（第19-2関係） 略

別記第17号様式（第21関係）

別記第18号様式（第23-4関係）

別記第19号様式（第26関係）

産事務次官依命通知）の別表1のIのメニュー欄より該当する取組名を選択して記入すること。

また、必要のない「費目」がある場合には、適宜削除して使用すること。

なお、附帯事務費を補助対象経費とする場合は、整備事業の欄に追加して使用すること。

3～7 略

別記第2-6号様式（第6-1関係）〔水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業の場合〕 略

別記第3号様式（第6-3関係）～ 別記第16-2号様式（第19-2関係） 略

別記第17号様式（第20関係）

別記第18号様式（第22-4関係）

別記第19号様式（第25関係）

○所要の整備

○所要の整備

○所要の整備